

瀬戸内契第 39 号
平成 28 年 5 月 30 日

入札参加資格審査申請者 様

瀬戸内市長 武久 顕也
(公 印 省 略)

建設工事に係る入札等制度及び留意事項について

平素は、瀬戸内市の建設行政につきまして格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 6 月以降に瀬戸内市が発注する建設工事に係る入札制度及び留意事項について、下記のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

記

1 変更事項

1-1 積算疑義申立手続きについて（試行）

積算疑義申立手続きについては、平成 27 年 6 月から実施していますが、平成 28 年 6 月以降に発注する工事からは、予定価格 5,000 千円（税込）以上の工事（建築工事等を除く）について、開札後（落札決定前）に金入り設計書を開示し、入札参加者は積算に係る疑義申立をすることができることとします。

また、開示については、電子入札システムに掲載することによる方法に変更します。

詳細は別添のとおりです。

1-2 市発注工事における現場代理人の常駐緩和

市発注工事における現場代理人の常駐緩和については、平成 25 年 6 月から実施していますが、平成 28 年 6 月からは、3 件の工事（既契約工事を含む。）で現場代理人の兼務を認めます。また、当初請負代金の合計が 3,500 万円（建築一式工事については 7,000 万円）未満の工事（既契約工事を含む。）について兼務を認めます。

なお、兼務可能件数及び当初請負代金以外の要件については、変更ありません。

常駐緩和要件	旧	新
兼務可能件数	2件以内であること。 <small>※諸経費調整対象工事は、複数件であっても1件とする。</small>	<u>3件以内</u> であること。 <small>※諸経費調整対象工事は、複数件であっても1件とする。</small>
当初請負代金	当初請負代金の合計が、 2,500万円（建築一式工事は 5,000万円）未満であること。	当初請負代金の合計が、 <u>3,500万円</u> （建築一式工事は <u>7,000万円</u> ）未満であること。
従事可能地域	それぞれの工事現場が瀬戸内市内であること。	
その他	兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。	

1-3 社会保険等未加入対策

建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、市発注工事における社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策として、元請負人及び一次下請負人を社会保険等加入業者（社会保険等の加入が義務付けられていない業者を含む。）に限定する取組を、平成28年10月から順次実施いたします。

詳細は別添のとおりです。

1-4 現場施工体制確認の一部改正について

建設業法上の金額要件を見直す「建設業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第192号）」の施行に伴い、「現場施工体制確認の実施要領」及び「現場施工体制確認の処理要領」について、一部を改正します。

2 入札等制度（変更なし）

2-1 最低制限価格制度

・最低制限価格は、電子入札システムへ入札金額に併せて登録した3桁の数字「くじ番号」と入札金額を受理した時刻のミリ秒「到着ミリ秒」を利用して、次の計算式を用いて工事ごとに決定します。

最低制限価格（税抜）＝予定価格算出の基礎となった設計金額（税抜）×
（最低制限価格基準率－（0.004X＋0.0004Y））〈千円未満切り捨て〉

ただし、X及びYは、0から9までの1単位の変数です。

- ・最低制限価格基準率は0.87とします。
- ・再入札及び再々入札の場合の最低制限価格は、1回目の入札で決定された最低制限価格と同じ金額とします。
- ・最低制限価格は、事後公表とします。

2-2 入札金額の内訳書の提出について

平成 26 年 6 月 4 日に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により「建設業者は、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならないとされたことから、平成 27 年 4 月から入札時に内訳書の提出を求めています。

2-3 一般競争入札（制限付）について

- ・対象工事は設計金額 50,000 千円（税込）以上の建設工事とします。
ただし、緊急を要する場合その他市長が特に認めた場合は、この限りではありません。
- ・一般競争入札については、入札参加者が公告や市ホームページ等で案件を閲覧することになりますので、日ごろから入札情報に気をつけてください。

2-4 電子入札の導入について

平成 24 年 6 月から「おかやま電子入札共同利用システム」を用いて、電子入札を実施しています。

詳細は、瀬戸内市ホームページ「ホーム→ビジネス・産業→入札・契約→入札・契約制度→電子入札」を参照してください。

2-5 予定価格の公表について

- ・設計金額が 5,000 千円（税込）未満の工事については、事前公表とします。
- ・設計金額が 5,000 千円（税込）以上の工事については、事後公表とします。

2-6 指名業者の公表について

指名業者は、事後公表とします。

2-7 市内の支店または営業所の取扱いについて

市内の支店または営業所は準市内業者とし、市内に本社がある業者とは異なる随意指名とします。

2-8 入札辞退の届出について

指名通知のあった工事において、技術者等の配置が困難な場合等は契約が締結できないので、電子入札の入札受付締切日時までに、電子入札システムにより入札辞退を届け出てください。

2-9 落札可能届の提出について

- ・電子入札で、同一日に複数の案件に応札する場合にあって、配置可能な技術者等の数を超える件数の入札案件に応札する場合は、開札日の前日までに落札可能届（様式第1号）を提出してください。なお、開札日の前日が瀬戸内市の休日を定める条例（平成16年瀬戸内市条例第2号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日直前の休日でない日までに落札可能届を提出してください。

- ・落札可能届の提出がなく、落札者又は落札候補者となった後に、技術者等の不足を理由に落札者又は落札候補者を辞退した場合は、指名停止としますのでご注意ください。

- ・開札の結果、落札可能届に記載された案件について、落札件数が落札可能件数に達した場合は、以後の案件の応札は辞退したものとみなし、提出された入札書を無効とします。

2-10 落札決定から契約締結までの期限について

落札決定の日から14日以内に契約書を作成し、契約の締結をしてください。

2-11 現場代理人の取扱いについて

- ・「瀬戸内市発注工事における現場代理人取扱要領」により取り扱うこととします。

2-12 工事請負契約の前金払について

- ・工事請負契約の前金払は、請負代金額の10分の4以内とします。
- ・請負代金額が10,000千円以上の工事は、部分払に代えて中間前金払を選択することができます。

※中間前金払とは、工事着手時に支払う請負代金額の10分の4以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前払金として支払うものであり、受注者は前払金として請負代金額の最大10分の6まで受け取ることができる制度です。

2-13 建設工事成績評定の見直しについて

平成27年6月から、国土交通省や県を参考に同様の基準による新しい工事成績評定を試行的に導入しています。このため、新しい評定方法に基づく評定結果は、国や県と同じ、数値（評定点は、基準点（65点） $\pm \alpha$ の点数）による評定方法となります。

なお、新しい工事成績評定は、試行期間を経て必要な見直しを行った後に、施行（本格運用）する予定です。したがって、試行期間中は、国や県が行って

いる請負者への評定結果の通知は行いません。

2-14 現場施工体制確認について

請負者による適切な施工体制の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであり、さらに、建設工事の施工に携わる技術者の役割は非常に重要であることから、「現場施工体制確認の実施要領」及び「現場施工体制確認の処理要領」により取り扱うこととします。

3 留意事項

3-1 水道配水用ポリエチレン管工事に係る入札参加資格要件について

平成 28 年度からは、配水管布設工事のうち水道配水用ポリエチレン管工事に入札参加を希望する者は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の主催する施工講習を受講した者が在籍していることを資格要件としています。

3-2 入札参加資格審査申請書の変更届の提出について

- ・既に申請済の入札参加資格審査申請書の内容が変更となった場合は、変更事項の内容及び関係添付書類(資格証明等)の写しを添付して、必ず変更届を提出してください(許可申請、変更届・廃業届等、役員・技術者の変更・新規雇用による追加・退職による減員等)。
- ・変更届が提出されていない場合、指名停止基準に基づき指名停止となる場合がありますので注意してください。

3-3 指名競争入札における無断欠席の取扱いについて

電子入札で、入札辞退を届け出ず、入札金額の登録を行わなかった場合は無断欠席とみなし、文書注意とします。

ただし、当該無断欠席の日の前 1 年以内に無断欠席を行っていた場合は、指名停止としますので注意してください。

3-4 工事現場の安全管理の徹底について

工事現場の安全管理措置が不適切であり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき、工事関係者に死亡者や負傷者を生じさせたと認められるとき等、指名停止基準に該当する場合は指名停止となりますので、工事現場の安全管理の徹底に努めてください。

3-5 監理技術者等の配置について

- ・主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）は、工事を請け負った建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とします。
- ・監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって、入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。
- ・恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険証の交付年月日等により確認をします。
- ・工事一件の請負金額（税込）3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、工事現場毎に専任の監理技術者等を置かなければなりません。なお、専任の技術者の配置は下請工事であっても必要です。
- ・一人の技術者等が同一工事の現場代理人と監理技術者等を兼務することは可能です。なお、現場代理人の取扱いについては、前述の3)、4)を参照ください。
- ・下請金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上の工事を発注する場合については、特定建設業の許可が必要になります。

- ・下請金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合については、工事現場には専任の監理技術者を配置しなければなりません。

3-6 営業所の専任技術者の配置について

- ・営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。原則として工事現場に配置（技術者や一般作業員としても）することはできません。
- （注）特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であつて、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者等となった場合についても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取扱うこととされていますが、これは例外的に承認されることなので留意してください。
- ・「瀬戸内市発注工事における現場代理人取扱要領」に基づき、営業所の専任技術者は現場代理人になれません。

- ・請負金額（税込）3,500 万円(建築一式工事の場合 7,000 万円)未満の場合、専任を要しない工事の主任技術者になることは特例として可能です。
- ・請負金額（税込）3,500 万円(建築一式工事の場合 7,000 万円)以上の場合、専任を要する工事の主任技術者または監理技術者にはなれません。

3-7 工事外注計画と下請契約の予定額について

工事外注計画としては受注前に立案される概略のものから、着手時における詳細なものまで考えられます。適宜計画を作成し、下請負の予定額が 4,000 万円（建築一式工事の場合 6,000 万円）以上となるか否かを把握し、監理技術者等の設置の要否を判断してください。

3-8 下水道工事の推進工事技士の配置について

下水道工事において推進工事作業中は、推進工事技士の資格を有する者（元請又は下請を問わない）を現場に常駐配置することを要件とします。

●担当課

瀬戸内市役所 総務部 契約管財課 Tel0869-22-3906